15. 加入者資格喪失者の状況

①加入者資格喪失者数	人
②①のうち、法第83条の規定に基づき、 個人別管理資産が国民年金基金連合会（個人型特定運営管理機関）に移換された者の数	人

（備考）①については、
⑴死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者、及び
⑵六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者資格を喪失することを定めている企業型年金の企業型年金加入者の資格を六十歳に達した日以降に喪失した者であって、同日の翌日が属する月に当該企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したもの
のいずれも含まないこととし、事業年度末の１年６か月前から起算して１年間に資格喪失した人数について記載すること。
（例：事業年度が４月～翌年３月であれば、前年９月～８月の喪失者人数）

16. 加入者資格喪失（予定）者への個人別管理資産の移換に係る説明について
（簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須）

説明会を実施している	
対面により個別説明をしている	
説明資料を手交又はメールにより送信	
社内イントラ等の退職者向け資料に説明を掲載	
その他	

（備考）　加入者資格喪失（予定）者（死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者を除く。）に対して退職時（前）に実施しているもののうち、該当するものに○印を記載すること。
（複数記載可）

上記で「その他」を選択した場合は、その具体的な方法を記載すること。

17. 加入者資格喪失者のうち、退職後に個人別資産の移換を行っていない者に対しての説明について
（簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須）

文書により資産移換の勧奨を実施している	
電話により資産移換の勧奨を実施している	
資産移換の勧奨は運営管理機関に委託している	
その他	

（備考）　加入者資格喪失（予定）者（死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者を除く。）に対して、退職後に実施しているもののうち、該当するものに○印を記載すること。
（複数記載可）

上記で「その他」を選択した場合は、その具体的な方法を記載すること。

18. 規約の備置き・閲覧の状況

規約を事業所内に掲示している	
規約を社内イントラ等に掲示している	
規約の内容を個々の第一号等厚生年金被保険者に配布している	
その他	

（備考）　該当するものに○印を記載すること。（複数記載可）

様式第八号を次のように改める。

様式第八号（第二十七条第二項関係）

年　　月　　日

厚生（支）局長　　殿

承認番号
厚生年金適用事業所の名称
所在地
事業主名　　印
住所

企業型年金の事業主に係る運営管理業務報告書

確定拠出年金法第五十条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。

（日本工業規格Ａ列４番）

（備考）
１．「承認番号」とは、企業型年金の承認ごとに地方厚生局長又は地方厚生支局長が発行した承認番号をいう。
２．「厚生（支）局長」は、企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主（二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する場合にあっては、その一の代表）の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。